

国家権力の社会的基礎

高 島 昌 二

はしがき

政治的社会における人間の共同生活は、その社会を構成する比較的少数者の命令に対する、圧倒的多数者の服従を基礎として成り立っている。もちろんここで服従者は必ずしも少数者の支配の正当性を自ら進んで積極的に信じ込んで服従しているというだけではなく、与えられた支配秩序を慣性的にか受動的に、即自的にか無批判的に服従している場合も少くないのである。

ところで、一般にある集団が個々の成員または他の集団に対して、或いは集団内の特定の者が他の者に対して、持統的に命令を与え服従を強制せしめる作用を社会統制 (social control) と呼ぶのであるが、右に述べたような政治的支配関係が社会統制の一種であることは明らかであろう。社会統制には強制拘束の他に追従応化の側面⁽¹⁾もあるわけであるが、ここでは強制拘束の一側面として背後にいわゆる権力を伴う政治的統制を問題とする。換言すれば、政治的統制を広く社会統制一般の立場から問題にしようとしているのではなく、それを支えている国家権力との関係が問題になっているのである。

いうまでもなく権力の問題は、昨年の「安保闘争」から今年六月の「政防法」問題に至るまで、集団暴力とか国家権力の横暴とかといったジャーナリストイックな問題意識のもとに、世人の喧しい論議を喚び起しているのであるが、必ずしもその精緻な学問的な分析が押し進められているというわけではない。権力がある個人によって赤裸々の物理的強制すなわち暴力として行使される場合、権力は暴力として容易に認知されうるであろうが、高度に組織化された場合、例えば国家権力の程度にまで組織化された場合には、その認知は容易でないのが普通である。しかも近時、社会的分化の進展、交通・通信・報道機関の発達、民主主義的意識の向上等々によって、単に権力における物理的強制的契機の他に、教育、宣伝、示威、煽動といった心理的強制のそれも有力な役割を演じており、権力をめぐる闘争がイデオロギー闘争としての色彩を多くもつに至って、権力の実体は容易に捕捉し難い問題となっている。現代におけるかかる権力の分析を目的とするのが、われわれのいう政治社会学の中心的な課題をなすわけであるが、今回は特に国家権力の社会的基礎の問題に焦点をしばらくしたい。

ところで、権力およびこれに類縁ある諸概念を包括する上位概念を、高田保馬博士の用語法に従って、社会的勢力(Soziale Macht)と呼ぶならば、権力はこの社会的勢力の一形態であるといえる。そうなると当然、この社会的勢力と権力の関係が問題となるのであるが、当面の課題ではないので、その量的差異ないし質的差異は問題にしない。本稿では寧ろ、国家権力の社会的基礎は何であろうか、という問題、すなわち広い意味でこの権力が支持せられ、服従せられる根拠は何に求められるであろうか、という問題を、二、三の規定因素を指摘することによって、問題の所在を幾分なりと明らかにしてみようと企図しているものである。

一 権力の概念規定

もちろん、ここで一口に権力といっても、個々の人間の具体的な行動のなかに権力現象を求める場合と、政治体制のない集団体制のなかに権力現象を求める場合との両方の立場があるわけであるが、ここでは寧ろ後者、具体的には国家権力が問題になるわけである。

さて、権力とは何か、という場合、われわれは「ある社会関係の内部で自己の意思を、抵抗を排しても貫徹すべき一切のチャンスである」⁽³⁾と規定するマックス・ウェーバーの定義を無視出来ない。これに対して「抵抗のない場合にも勢力がある」とされる高田保馬博士の立場にはやや問題もあるが、博士は「勢力とは服従せらるる能力」⁽⁴⁾であり、ここでの被服従は権力意志の要求が満たさるることであり、能力というのは一の可能 (chance) を意味するとしている。そして権力とは「成員の一定の集団に対して与える服従が、すべて組織せられたるものであり、此の服従の一部が軍隊ないし武力として具体化せられている」とし、権力の中核は可能的なる、潜在的なる武力とその正当性という二重の被覆をまとったものであるとして、「権力とは組織せられたる実力なり」⁽⁵⁾と定義している。新明教授も権力は組織社会においてのみ問題にされるとして、「権力は組織社会の強制力の支柱をなすところの服従要求の可能」⁽⁶⁾であると規定している。マッキンバーもまた権力を「直接命令によるかまたは間接に利用できる手段を操作するかの何れかによって、他人の行動を統制する能力」⁽⁷⁾であると、マンハイムも、「権力は一定の欲せられる行為をなさしめるため、成員の行為に対して社会的強制を加える力である」⁽⁸⁾と規定している。このような考え方はアメリカの政治社会学理論においても、H・D・ラスウェルやC・W・ミルズ、H・サイモン、R・A・ダール等によって受け継がれ、「Bがそうしようと欲しなくても、Aによってそうする事を余儀なくせしめられる場合、AはBに対して権力をもつ

ている⁽⁹⁾という、ダールの定義に要約されるような最も一般的な概念として知られているところのものである。それ故にこれはまた、パーソンズによって、いわゆるゼロサム (Zero-Sum) 概念⁽¹⁰⁾として批判の対象とされていることは周知の事実である。パーソンズは権力を、「あるソシアル・システムが共通の目標を達成する一般的能力」(Generalized capacity) とか「あるシステムの目標を達成するために資源を動員する一般的能力」⁽¹²⁾と規定している。つまりパーソンズにあっては、権力を単に他者を支配する権力として捉えるのではなく、組織としての社会の内部の機能とまた社会のための機能との行使のための便宜 (Facility) とその社会の一定の目標を達成するために社会の資源を動員する一般的な能力であって、とりわけそれは人々とその集団の行為⁽¹³⁾ももちろん、この行為は人々とその集団との社会における地位によってその役割が配分されているわけであるが⁽¹³⁾の動員である。従ってここでかれの意味するところは権力の分配機能だけを問題にすべきではなくして、権力がいかにして発生し、いかなる共同体的利益に奉仕しているか、といった全体的な機能 (collective functions) をも問題にすべきだというのである。これはパーソンズ独自の理論的枠組によるものであって、権力があるソシアル・システムないしそのサブ・システムとしてのポリティカル・システムの生産物だとする立場にあっては、いかなる具体的集団が他の集団に対して権力をもっているか或いはもっていないかといった、いわば実体的な思考のレベルには関心が無いことを示すものである。かれにあってはそれよりも寧ろ、具体的集団の一定の側面を抽象することによって得られる諸因子の、相互依存関係としてのポリティカル・システムを分析の対象としたところに関心の焦点があったように思われる。

何れにせよわれわれは、パーソンズの立場を別とすれば、権力の社会学的な概念として、権力を組織集団における一つの社会現象とみるのであって、「あらゆる組織集団において命令服従の社会関係があり、かかる支配関係を維持し存続し発展せしめるために、強制力をもってその社会構成員またはその他の社会集団に対して服従を要求する可能性」であると解しておきたい。⁽¹⁴⁾

右に述べたような権力の概念規定からは、あらゆる組織集団、例えば家庭においても学校においてもはたまた労働組合およびその他爾余のアソシエーションにおいても、そこに命令服従という支配関係があるならば、権力の存在は認められるであろう。しかし、この権力が組織化され、しかも有効に発動し得るための法的組織をもち、権力を永続せしめるような感化、指導、啓蒙の諸手段をもっているものは、今日その具体的形態においては国家権力である。少なくとも、最も強力な支配的な権力は国家権力といってよいであろう。従って本稿でもこの意味の国家権力 (state-power) を問題にしようとするものであり、大量的に観察する場合、それがいかなる社会的基礎のもとで被治者大衆の社会的支持を受けているか、というところにわれわれの問題意識があるのである。

二 国家権力の社会的基礎

ところで、権力は必然に服従を要請しこれと対応するものであるとされる。権力が服従せられる根拠¹⁵にその社会的基礎は何であろうか、という事が問われるべきであろう。H・ラスキにあっては、服従は「人間の本性」(the facts of his nature) に起因するものと指摘しているし、W・A・ルディンも「政治的服従の事実人は人がその仲間と生きるための必要から起るのであって、社会生活は一般の人々にとって生存の重要な条件であるから、社会生活を可能にする諸規則に従うことも又重要である」¹⁶と述べている。更にマクドゥーガルのように、自己誇示の傾性 (propensity of self-assertion) と並んで、服従の傾性 (propensity of submission) を全く先天的なものと考える立場も存在している。このように服従の心理にはアクチブな悦服、支持の側面もあれば、恐怖、惰性といったパッシブな関係もあるであろうが、何れにしても感情を有する人間と人間との関係において心理現象を随伴し、それを媒介として受容されることは寧ろ当然だといわなければならない。しかし、そのような心理現象はただそれだけのものとして生

起するのではなく、必ず一定の社会的根拠をもつものであるということである。次にわれわれは広い意味での権力の社会的基礎を問題にすることにしよう。

第一にそれはナショナル・コムミュニティを基盤とするということである。ここでナショナル・コムミュニティを即民族と考えるかどうか、という点に関しては学説⁽¹⁸⁾の分れるところであるが、われわれはマッキンバアおよび臼井教授に従って、コムミュニティの最も完全な現実態を民族⁽¹⁹⁾とみなし、考察の便宜上ナショナル・コムミュニティ即民族と一応考えておきたい。民族が国家権力の社会的基礎であるという意味は、民族が最初から絶えず国家の統一権力の社会的基礎として存在してきた、という事実に基づくものである。この事は国家の成立を征服⁽²⁰⁾によるものであるという面を全く無視するものではない。民族は元来歴史的に生成する (werden) するものではあるが、構造の面から見ると新明教授も指摘しているように、「民族は基礎的であり、国家は派生的であって、民族は国家の成立に対して先行的なる意義を有するものと考えなければならない⁽²¹⁾」としている。従って、民族が自由に自らに形成を与えんとするときに自治的国家を創造するのであって、これは自生的民族が自らを組織化して国家たる個別社会を形成することを示すものである。民族は、それが国家と関連をもつ限りにおいて、特に近代民族国家や植民地民族の独立国家形成の場合、更に又複合民族国家の場合にはその中の基幹民族が、その国家権力の成立し存在する地盤として、広い意味においてその社会的基礎たる意義をもつものであるという事は認められねばならないであろう。

だからといって、民族の内部に階級的な対立が全然ないと主張するものではない。民族と階級との並存に関してはマッキンバアも示唆しているところであって、「コムミュニティの中に部分的な共通関心が成立し、それに基づいて部分的な集結が起れば階級が形成される。」⁽²²⁾としており、民族はその内的矛盾としての階級関係を内包するものである。しかもコムミュニティは大小幾つもの程度においてその範囲が限られるが、民族の範囲がまた同時に一のコムミュニティの範囲であるから、後者の中に部分的な範囲の区割が生ずれば、それは民族の範囲が階級的に区割され

ることではなければならない。いわゆる「民族基礎社会 (the Nation Community) の内部において封建的階級が廢れて資本と労働の近世的階級が勃興したが、資本主義の興隆と歩調を合せて交通機關が発達し、地方的隔離または孤立を撤廢して相互の接觸を頻繁にし、ここに共同の民族性の意識を強化することによって民族共同体を一層高度に發展させたのである」⁽²³⁾この意味で民族共同体の理念は近世的産物である。而して階級が民族の内部で安らかに眠り続けている間は、階級結合と民族結合とは相矛盾するものではなく、後者は前者を包摂しつつ一の全体を成すといえるであろう。この意味で、民族と社会階級を包摂せる民族とが共に国家権力の社会的基礎としての役割を担っているといえる。このことは民族および階級を包摂する民族が共に、国家成立の地盤としての役割をも演じたことを意味するものである。従ってここでの問題は、この国家権力が民族的統一によって基礎付けられているということである。そして民族意識ないし民族感情は、強力な求心的統合力を生み出すのであって、国家権力の担い手は自己の権力を維持するための有力な手段の一つとして、被治者大衆に国家意識ないし民族意識を鼓吹するのである。民族としての等質性が、権力の社会的基礎としての役割を演じた最近の最も顕著な事例はナチス・ドイツであったのである。

第二に、権力に対する服従が国家的組織の強制性から、必然的に生ずるということである。⁽²⁴⁾もちろん、多元的国家論者の引用するように、国禁を犯し、焚刑に抗して尚、信仰をもち続けたキリスト者をあげることも出来るし、あえてこの異例の場合をあげなくとも、ラスキの言うように「社会には同意 (consent) によって成り立っている団体の数だけ権威機関があり」⁽²⁵⁾「もしも国家が教会や労働組合のそれに比して不当な衝撃を加えるならば、わたくしは教会ないし労働組合の側において国家に対抗する」という反面、「教会のような団体はその命令に服したくなければ脱会するが出来、その外の団体もそうであるが、国家はこれから脱することが出来ない」⁽²⁶⁾という事実である。何故ならば、国家のみが、服従者の意思を超えて一定の行為をなさしめるため、背後に強制力を保持しているからである。そしてその強制力は他律的、超越的な力であり、有効に発動しうるための組織をもっていなければならない。しかもその強

制力は、自己の発動の規範、秩序をもつことが必要であり、またそれは、被治者大衆の服従、同意、協力をより多くかちうるための感化、指導、宣伝等の諸手段をも必要とするのである。例えば軍隊、警察、監獄等の物理的強制力の組織、行政権を円滑に行使するための体系的な官僚機構、司法、檢察制度、法的秩序、政党その他政治的組織、教育、宣伝諸機関の支配等である。そしてかかる条件を最もよく備えているのは国家以外にないのであって、その意味で、権力はその具体的な形態においては、国家権力ないし政治権力だといえるのである。

前述の如く、国家は成員の全員の団結であるから、爾余の団体と異なり、国家の領土の上に生活するすべての人間を当該国家の成員として強制的に收容するのであるから、国家の成員は好むと好まざるとに拘らず、また意識する与否とに拘らず、みな国家の成員として取扱われる關係上、その領域から離脱することが出来ないのである。少なくとも今日の段階にあっては、国家はその構成上成員の全部に向つて国家の存続に必要な行動を要求し、その限りにおいて民族的団結の存続を要望せざるを得ぬであろう。このことは今日、国籍を離脱することが、容易でないし、仮りにある国家を離れて他の国家に移つても、その新しい国籍を取得することは、かなり困難である事実からも知られるであろう。更にまた、いわゆる無国籍者となる道もあるが、この場合、完全な国家的行為を営むことは出来ない。

第三に、それは政治という権力的行為に基づいているということである。ここで政治をいかに考えるかということとは、論争の終結をみていない政治概念との結びつきもあって、難かしい問題があるわけであるが、政治権力と結びつけて考えた場合、それは結局において国家の政治との関連において見出す外はないということである。すなわち、国家の組織および行動において政治権力の發揮する役割からその特徴を汲みとって来る外はないということである。B・ラツセルが指摘するように「社会学の諸法則は権力という命題を中心としてのみ叙述出来る諸法則であつて、あれこれの形態における権力という命題を中心としてではない」⁽²⁷⁾「権力は、エネルギーと同じく、一つの型態から他の型態へと不断に転移してゆくものとして考察されねばならない」ということは、特に政治権力を問題とす

る場合、一層適切であるわけであるが、政治権力を他の社会力から区別するものは、政治における権力的行為にあるといえるであろう。H・ヘラーも云うように、「国家の政治または政治的行為は、さまざまな型態をとって現れるけれども、共通な内在的要素としては、権力的行為、換言すればすべての国家の行為は政治権力の行使ということを含んでいるものとみなされうる」といわなければならない。権力はもともと政治の場における機能であって、権力それ自体が自己目的的に作用するものではないということである。権力が発動するということは、そこに政治が実際に行われているということの意味するものでなければならぬ。

ところではかかる意味の政治とは、いわゆる階級支配を内容とするものではないか、同時にその政治的社会的維持、存続、発展の機能をもあわせて果そうとするところのものであるといえる。このことはつまり、その政治的社会的、すなわち国家の被治者大衆をして、権力の存在につき、またその権力の具体的な行使について、必ずしも常に対立的な立場にだけおかしめるというのではなく、寧ろこれを支持せしめる客観的な基礎とみてもよいのではないかとこのところである。

殊にその政治的社会的経済的關係が未だその矛盾を激化させず、順調な発展期にあるような資本主義的な政治体制である場合とかある一つの政治的社會がその体制内に安定せる政治権力をうえつけた時などは、尚更この事がいえるのではないかと思う。かかる状態にあつては、被治者大衆の階級意識というものも深められず、しかもかれらは権力担い手に対する対立意識よりも自己の利益の極大化を計るものであつて、与えられたものを無意識的にも受容し、情性によって動いてゆく傾向も見逃しえない現象であろう。政治体制には、つねに、ある種の無知の存在を必要とするのであつて、支配者と服従者との間に情報とコミュニケーションの環流の完全状態を想定する事は困難だといふべきであろう。

第四に、被治者大衆側での服従的態度というものが挙げられる。この服従の問題は「服従が支配者を作る」といふ⁽³⁰⁾

H・ヘラーの言葉や、「一定最小限の服従意識、従って、服従への外的または内的利害関心こそは、あらゆる真正の支配関係のめやすである」⁽³¹⁾というM・ウエーバーの言葉でも理解されるように、支配の秘密は服従に存するといってもよいであろう。

ここでの問題は、被治者大衆がいわゆるエリート層との対立意識ないし階級的自覚を最初からもつものではないということである。もちろんこのことも古代や中世と、個人意識にめざめた近代以後、殊に現代とは大なる差異があるし、社会経済的な条件の外に文化や思想の発達の度合の異なる国家によって懸隔のあることは認められねばならない。殊に現代社会の権力構造を問題にするとしてもR・ダーレンドルフの指摘するように「後期資本主義社会における支配階級は、国家の行政幹部、その首長たる政府エリート、政府エリートに代表される利益政党、及び拒否権集団の四要素からなると考える。そして、その相互の権力比重、配置状況は、国により、時期により、たえず変動している」といっているように、われわれを取りまいている現代社会の権力像は必ずしも一致しているわけではなく、その意味でもエリート、ノン・エリートの権力関係を明確に指示することは困難であるといわなければならない。しかしながら、総体に、安定せる政治的社会にある被治者大衆は権力に対して一般的には無批判的、習慣的であり、受動的であり、それを与えられたものとして受けとる傾向が強いということである。かかる権力への無意識的な服従を呼びさまし、批判的な行動をとらしめ、権力への意識的な不信、反抗へと能動的な態度にかりたてるものは、被治者大衆の生活や生命が極度に脅かされるような場合、例えば歴史の大きな変動期、革命期に多いことは多くの歴史的事例が示すところである。革命状況のような、完全な制度の崩壊と状況化の発生する極限状況を想定すれば、そこでは被治者大衆の側にある権威と結びついた権力は消滅し、赤裸の物理的強制力のみが眼にうつるであろう。かかる場合、軍隊、警察の実力行使は、あたかも暴力団のユスリ的行為や犯罪行為と同一レベルに落ち込んでしまうのである。つまり、革命状況にあつては、権力ないし権威に対する「知覚されたイメージ」(perceived image)が、「期待された

イメージ」(expected image) のズレが極大化して⁽³³⁾、象徴の世界は事実の世界へおりてきて、被治者大衆の不信の的となりうるのである。一定の社会が安定均衡の状態にあるとき、権力の配分と価値の配分との間には緊密な対応関係が見られ、そこに被治者大衆の黙従が見られるが、その社会が不安定不均衡の状態にあるとき、権力の配分に混乱が生じ、権力への不信が生ずるといえるであろう。いかなる支配体制も、黙従であれ、アパシーであれ、単なる実力関係を、正当化された権力に転化せず、長期的安定を期待することは困難であろう。何れにせよ、安定せる政治体制にあっては、総じて権力は支持され易いということである。

最後に、権力の社会的基礎の問題は、ただ客観的にその要因がいかにあるかということにつきるのではなく、権力担い手の側で極力意識的にその培養が計られるという事である。もちろん、警察政治や威嚇政策が示したように、権力が裸形のままに被治者大衆に押しかぶさってゆく事例もない訳ではないが、一般に権力の担い手は、権力に種々の衣裳をまとわせてその円滑な遂行を意図するものである。政治そのものが国民の福祉を求め、国民大衆の福祉の増進を計るものであるとして、被治者大衆に合理的な説得がなされる反面、支配を強固ならしめるために伝統、慣習を意識的に再編成し、また人間の名誉心や虚栄心に訴えるための偽装や宣伝も頻繁に行われるのである。一方ではまた権力を合理化し、正当化し、權威づけるためのイデオロギーが流される訳であって、多かれ少かれ思想対策をもたないような権力者はないといえるであろう。

更に今日の如く、大衆社会においては、政治権力が、色濃く、大衆世論にそのウエイトを置く結果、統治機能と代表機能の間に一種の倒錯現象が見られ、W・リップマンの指摘するように、「はかり知れない権力の消散、議会と選挙民大衆への全面的依存は、国家の二つの機能の間の権力均衡を転倒させてしまった⁽³⁵⁾」のである。かくして権力の担い手は世論の製造にかなりのウエイトをおくのであって、そこに可能な限りの方法と機関とが動員されるわけである。M・ウェーバーは、一般に支配者はその「支配」のために、支配団体の規律を維持する行政幹部 (Verwaltungsstab)

が存在し、その下に首長 (Herr) と幹部の様々な命令に服従する一般成員が存在することを指摘し、更に支配団体には一定数の人々が、特に一般的指令や具体的命令の遂行を目指して行動するという確実なチャンスがなければならぬといし、かかるチャンスは、慣習的、情誼的、或いは物質的利害関係、又は価値合理的動機によって、又多くの場合はこれらの動機の複合によって具象化せられる場合が屢々であり、従って支配の類型も可なりの程度、如何なる動機に従って服従がなされるかによって決定され得ることも出来るが、しかしこれらの動機だけによる支配団体は極めて不安定であり、命令服従が確実に行われる基礎にはなり得ない。かかる支配の基礎を十分ならしめるには、もう一つの重要な経験的事実、すなわち支配權威に対する正当性の信念⁽³⁶⁾ (Legitimitäts glauben) が必要であるとしている。つまり支配団体の特徴的性格は服従者側の正当性の信念によって、すなわち服従者が如何なる意味において命令を正しいものと信ずるかによって、伝統的、カリスマ的、合法的の何れかに或いはそれらの混合、変形として決定されるのである。支配者は自己の命令権の正当性を持続するために、多くの場合教育手段を媒介として被支配者に自己の正当性を育成しようと努めるものである。

このことから、先ず支配者は最も信頼出来る行政幹部の一団を把握し、彼らの服従と協力を通じて、被治者大衆への働きがなされるのであって、ここに支配者の権力維持方策の当然のプロセスをみる事が出来る。唯このことは古代国家や封建国家における君主とか諸侯の如き支配階級の頂点的な人格象徴であるものだけを支配者とみ、その周囲にある重臣、家臣団等をすべて行政幹部と見れば、いかにも典型的にいわれうることであるが、近代国家殊に現代の諸国家における場合には必ずしも右の関係がはっきりしていないのである。

この首長と行政幹部との関係については M・ウェーバーも鋭く指摘しているところであって、「歴史的現実是一方又は他方の専有化ないし収用をめぐる首長と行政幹部との間の多くの潜在的闘争である。殆んど文化全体の発展にとって決定的であったのは、(1)この闘争自体のたどった経過であり、(2)首長に味方した当の官僚層の性格であっ

た⁽³⁷⁾」そして君主は「経済的及び文化的發展という没主観的發展過程において、常に新らしく形成される身分階層のために、君主は絶えず行政機構の拡大改革に迫られ、かくすることに於て、彼らの要求に迎合しなければならぬ」という「不可避性」が、貨幣経済（重商主義）の進展とともに絶えず新たに生じて来る政治的・軍事的行政問題の拡大を通して、身分国家の結合を決定的に粉碎し、自己の権力を拡張した家産官僚制（Patrimonial-bürokratie）の發展の決定的要因と結びついたし、これが漸次近代官僚制ないし純粹官僚制（echte Bürokratie）へと移行するに至ったのである⁽³⁸⁾。現代諸国家の場合、どこまでの範疇を支配者と考えるか、国家権力の当面の担い手と眞の掌握者との關係をいかに見るか、行政幹部を官僚群と考えるかどうかという問題がまつわるのであって、この問題を解決しなければ、支配者の権力がいかなるルートを経て被治者大衆に影響を及ぼすか、という問題は解明されない。問題をパウリー・エリートの側面に限定してみても、現代アメリカ社会の権力構造を分析したミルズは、「かつての地方中心の分権的政治機構、ブルジョア的な利害の抑制と均衡の社会から、重大な政策決定が民衆の手におよばない経済・軍事・政府高官の少数グループの手に独占集中される高度の権力集中社会に移っている⁽³⁹⁾」というのである。これはもちろんアメリカの例であるが、ここで、ミルズのいわんとするところは、選挙や世論、圧力団体によって、下から民衆がコントロールし得る対象—例えば伝統的な議会政治家自身が、支配体制内部での中間レベルの地位に転落してしまっている以上、ブルジョア的な拒否権集団による均衡という理論は、権力の中間レベルに関心を集中した一つの幻想にすぎないとするのであって、事實は、重大な政治決定は、軍・財界首脳部の政治的アウトサイダーに占められ、国際問題はおそらく冷戦下の軍事的考慮によって判断される傾向がまんえんしている。しかも、パワー・エリートは、史上空前の権力を掌握し、歴史形成の主体になっているにもかかわらず、「組織化された無責任」によって、かれら自身の権力と責任を自覚していないという点なのである。

これに対しリースマンは、いつ、いかなる社会にも、政治責任の所在の明確で、強力なリーダーシップ・グループ

の必要性を当然の前提として認めたとで、現代アメリカ社会で、「リーダーが権力を失っているのに、フォロワーは権力を手に入れていない内在的な理由」を追求し、「拒否権集団の独占競争形態が、個人の権力増大への努力を阻んでいる」⁽⁴⁰⁾点を指摘したのであった。そして現代は、かつての明確、単純な階級支配から、拒否権集団の権力拡散へ移行したため、政治状況はアモルフとなり、そこに生じた権力核の所在の不明確性と流動性は、政治領域をいかなるイメージで規定するかに決定的な影響力をもつに至った。その結果、本来、民主制の安定条件となるべきはずの主体的浮動層（例えば知識階級、ミドル・クラス等々）は「自分のコントロールできないものをただ理解するだけの興味」⁽⁴¹⁾しかもちえなくなっているというのである。以上で理解されることは、拒否権集団によってつくり出されたアモルフな権力構造においては、支配する者と、支配される者を区別することは出来ないということである。ここでは、権力の主体と客体の分化は融解し、権力は世論や圧力団体の従属変数化し、世論や圧力団体もまた権力操作の従属変数化するのであって、権力関係の作用ベクトルの方向が同時的となると、「だれが支配者であるか」と問うことは無意味だということである。従ってアメリカにおける権力は、状況的で、流動的であるというのが、リースマンの主張しようとしたところであったのである。

われわれはアメリカ社会の権力構造を分析の対象としていないので、これ以上の深入りはしないうちであるが、何れにせよ現代において国家権力の積極的・意識的な支柱をなすエリート層というものは、直接の権力機構以外の分野に亘って存在しているということはミルズの分析からも理解されるであろう。殊に世論の影響は無視しえないのであって、自民党政府による警職法の不成立、破防法の強制施行、政防法の参院不通過等の問題は、とりもなおさず、権力と世論の比重関係を示すものであろう。従って、支配者は世論の造出に關係する方面―例えば新聞雑誌、放送、学校、社会教育機関等々には可成りの注意を払うのであって、この面での被治者大衆への影響も無視しえないものがあるといわなければならない。

三 国家権力の正当性

ところで、権力の社会的基礎の問題と関連して、M・ウェーバーの権力の正当性の問題を無視することは出来ない。若しも権力が客観的に正当性をもっているとすれば、それは当然に社会的支持をもちうる有力な根拠となるものではないことにならない。何故ならば、正当性をもつ以上、当然にその存在を主張してよいし、またその支持を要請してもよいことになるからである。すなわち社会的支持をうべき必然的な根拠が存在するということになるからである。

一般に正当性の問題は、もちろんM・ウェーバーに始まるものではなく、由来国家及び国家権力をその研究の主要な対象もしくは一部の対象としたところの国家学、国法学、法哲学、公法学、政治学等々において論究せられたのであって、一般的には国家権力の存在理由としての正当性というものを必至的な要件とし、それぞれこれを肯定し、またはその理論付けを試みているのである。しかしながら、ウェーバーは、社会学的経験的に、支配を支える正当性の信念、支配権威に対する内的是認の根拠には、三つの種類があるとして、伝統的支配、カリスマ的支配、合法的支配という三つの理想型を示したことはわれわれに著明な事柄である。現代の国家による支配はこの最後の合法的支配であり、それは古くからの伝統の権威やある個人の非凡な人格的権威に対する悦服というような非合理的な性格をもった正当性信念によって支えられるところのものではなくして、予め制定された合理的規則により支配権限を与えられた者が、同じく予め制定された一般的合理的規則に準拠して行う所の支配なるが故に正当であるという、合規的支配(Satzungsmässige Herrschaft)たる点に特徴を有するのである。⁽⁴⁸⁾

ところで「正当性」は Legimität から来た言葉であって、系譜的な意味をもたしめる「正統性」と訳しても、価値的な意味をもたしめる「正当性」と訳してもよいとするのであるが、⁽⁴⁹⁾何らかの倫理的価値を指示するところの一

倫理的な概念として「正当性」の意味に重点を置いて考えたい。特に合法的支配 (legale Herrschaft) のみを問題にしても、これは契約又は上からの一方的定立により制定された所の、合理的規則に適合する支配なるが故に正当なりとして承認せられる支配形式であって、ここでの正当性原理は合理的な性格をもつものである。かかる支配形式においては、合法的に制定された客観的・非人格的な秩序と、それによって定められた上司に対して、その指令の形式的合法性の故に、又その範囲において服従がなされるのであって、その典型は近代国家における官僚の行う支配である。⁽⁴⁴⁾

ウエーバーが支配類型を構成するに当り指導原理としたものは、支配者によって要求せられ、被支配者によって承認されている所の「正当性原理」(Legitimitätsprinzip)であった。しかしながら、国家権力を支えているものは、究極においては被治者大衆の心服であり、そしてそれは結局、権力行使の倫理的正当性に対する被治者大衆の信頼に帰着するのである。といっても、この倫理的正当性に対する信頼が明確に意識されているというわけではなく、政治的社會が安定期にある場合は情性的な服従の背後に押しやられているのが普通である。しかしこの信頼の消滅する時は、支配者が涵養しようと欲した一切のイデオロギーが無力化し、権力が崩壊に向う時であって、支配者のみならず支配秩序に対しても反抗するであろう。時代の革命期や変革期には多く見られる現象である。国家権力の正当性の問題は、いかなる正当性のイデオロギーがその社會において受容されているかという問題の外に、いかなる国家権力が倫理的に正当なものとして是認されるかという問題に到達せざるをえない。社会的妥当性の問題から峻別してヘルマン・ヘラーは、正当化の原理としての「倫理的法原則」(ethische od. sittliche Rechtsgrundsätze)を「倫理的妥当要求を持った法内容の構成原理であって、実定法の義務付ける力がそれを欠いては充分に基礎づけられ得ないような、超実定法的な倫理的原則」⁽⁴⁵⁾として捉えている。そしてかかる法原則は、「政治権力の目的に相当し、治安や防衛のみならず、経済、教育、文化活動をも要請する」⁽⁴⁶⁾のであって、それは「普遍人間性に基づく普遍妥当なものもあるが、原則としては文化圏 (Kultur-kreis) によって制約された、従って相対的なものである」⁽⁴⁷⁾とした。このようにヘラーが、

国家権力の社会的妥当性に関する種々のイデオロギーの問題とは別に、倫理的正当性の問題を力説した理由は、ヒトラー独裁のような狂暴な政治権力に対する抵抗権 (Widerstandsrecht) の問題を理論的に基礎づけようとした意図があったわけであるが、枚数の関係でこれ以上の深入りは避けたい。ただ、このような正当性の問題は、つまるところの時代と社会との制約の下に立つイデオロギーのなかに生成するものであるということである。正当性といっても、それは絶対的な価値の世界のものではなく、主観的にはいかにあれ、客観的には、その時代その社会における特殊なイデオロギーの産物に外ならないということである。ウェーバーのいう正当性の問題にしてもそれは何も絶対的な普遍性をもつものではなく、全く特殊な時代と社会的環境のなかにおける人間の社会的心理的な基礎に根拠をもつものであるということである。しかしながら具体的な権力およびその行使は、被治者大衆側での正当性の信念と結びついて始めて容易に発動し得るといふことは承認せざるをえないであろう。

おわりに

要するに、権力の社会的基礎の問題は、権力を規定している客観的な諸条件の外に、権力の担い手が意識的に、権力それ自体の働き、経済力の利用、あらゆる利用しうる機関の動員等々によって、自己の権力の一般的な支持を確実にし、その維持、存続、発展をはかろうとするものであるということである。このような働きかけが被治者大衆に心理的な影響を与えるのであって、自ずと権力を正当なものとも、神聖なものと考え、また自分達のもの信じ込むようになるものである。更に、国家権力の存在理由として、いわゆる支配者の命令は正しい (legitim) と信じてこれに服従する正当性の根拠 (Legitimitätsgründe) を必至的な要件としてこれを肯定する M・ウェーバーの正当性の問題が、権力の社会的支持を得べき必然的な根拠となりうべきものであるという点を簡単に指摘した。

更に権力の社会学論としては、政治的社會の支配構造における権力の位置、権力と權威との関係、権力と階級の問題、現代官僚制における権力支配等々について触れなければならないのであるが、紙数の関係で割愛したい。

(了)

- (1) 田井二尚「社會の集團の統一性の基礎(II)」『社会科学評論』第三集一〇九頁参照
- (2) 高田保馬著「勢力論」昭和三十四年有斐閣、三七—五六頁参照。高田博士は社會的勢力を自発的服従に基づく内的勢力とある勢力手段を通して得られる外的勢力とに二分し、勢力手段として(1)武力(2)権力(3)富力(4)文化力をあげている。
- (3) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 1921~22, I Teil, S. 28.
- (4) 高田保馬「前掲書」二頁
- (5) 同右前掲書。四五—四七頁参照
- (6) 新明正道著「権力と社會」内外出版株式会社 大正十三年、七頁。教授は更に権力は社會の存続上最も肝要なる規範、その基礎的な条件を確實に遵守することを成員に強制するところの担保であるが、その社會の出現した後において、権力は間接に社會そのものに対し反射的な作用を及ぼすとしている(一五頁参照)
- (7) R. M. MacIver, *The Web of Government*, 1933, p. 87.
- (8) K. Mannheim, *Man and Society in an Age of Reconstruction*, 1951, p. 167.
- (9) R. A. Dahl, "The Concept of Power," *Behavioral Science*, 2 (July, 1957) pp. 202~203.
 尚 H. D. Lasswell and A. Kaplan, *Power and Society*, 1950, p. 75.
 C. W. Mills, *The Power Elite*, 1956, Chap. 10, 11, 12, 13. cf.
 Herbert Simons, *Models of Man*, 1957, pp. 65~66.
 ラスウェルにあって、権力とは「重大な制裁(或言懲罰 deprivation)を伴なう政策の作成への参考である。すなわち、もしGがHの政策に影響をおよぼすような決定の作成に参与する場合、Gは価値kに関し、Hに対して権力をもつ」というように(H. D. Lasswell, *Power and Personality*, 1948. 永井陽之助訳「権力と人間」創元社昭和二十九年二七七頁参照)ダールと全く同じ表現形式をとっている。
- (10) 権力のゼロサム概念とは、AがBに対して権力を持たば、BはAに対して権力を持たない。つまりAがサムの場合、B

はヤロビであるといふマハムーの流れに立つ正統派権力概念を指すものである。

Talcoth, Parsons, *Structure and Process in Modern Societies*, 1960. p. 182.

(11) Talcoth, Parsons, *of. cit.* p. 181.

(12) *Ibid. op. cit.* p. 41.

(13) *Ibid. op. cit.* pp. 220~221.

(14) 高田保馬著「経済と勢力」昭和十六年、日本評論社、七三二頁参照。博士はここで権力とは組織せられたる服従であるとつづる。そして権力はその社会によつて服従を要求せられるものに対して、服従を強制することが出来るとしている。

(15) H. Laski, *A Grammar of Politics*, 4th ed. 1938. p. 17.

(16) W. A. Rudin, *Political obedience*, *Encyclopaedia of the Social Sciences*, Vol. 11. p. 416.

(17) W. McDougall, *An introduction to Social Psychology*, 1908. p. 62.

例え、服従衝動が、自己保存の本能によつて利用されるものであるにしても、われわれはその現実的な存在を否定しえぬであらう。また、自己保存の意識が潜在的となつた場合ですら、服従衝動だけが単独に発動する場合がありますのである。

古来、服従感情の存在を説いた社会学者、社会心理学者は案外多い、例えは、二、三の例をあげると、

G. Simmel, *Soziologie*, 1. Aufl. 1908. S. 144.

A. Vierkandt, *Gesellschaftslehre*, 1. Aufl. 1928. S. 68.

M. Schefer, *Wesen und Formen der Sympathie*, 1923. SS. 20~21.

W. McDougall, *The Group Mind*, 1920. p. 116. etc.

(18) 民族を全体社会に数えるマッキイナマー、臼井博士説に対し、民族を部分社会または要素社会としての基礎団体として考へ、この基礎団体の上に派生する最高の政治団体である国家との辨証法的統一体が全体社会、または綜合社会だとする高田保馬博士、故小松堅太郎博士、新明正道博士、黒川純一、中野清一両教授等の見解がある。

(19) R. M. MacIver, *Community*, 1920. p. 110.

臼井博士によれば「現在最も高度に渾有應(コミュニニティ)としての性格を具備しているのは民族である。即ち民族は力ある渾有應の最大のものである」とする、臼井二尚「社会の集団的統一性の基礎(II)」『社会科学評論』第三集所収論文一二六頁参照而して民族と祖国とは同一実体の二つの要素乃至側面に過ぎなく。即ち同一実体の人間の側面が民族であり、土地的側面が祖

- 国であつて、民族が最も高度に渾有態性を具有するという事は、祖国社会が最も高度に態有態性を具有する事に外ならない。白井二尚「民族の諸規定」『哲学研究』第三二八号所収論文三七—八頁。マツキイバア説に近い立場は M. Ginsberg, *Sociology*, 1953. p. 41. cf.
- (20) 國家の成立を異種族の征服とする立場は Ludwig Gumplowicz, *Der Rassenkampf*, 1883, Gustav Ratzenhofer, *Wesen und Zweck der Politik als Theil der Soziologie und Grundlage der Staatswissenschaften*, 3 Bde., 1893. Franz Oppenheimer, *System der Soziologie* Bd. 2. *Der Staat* 1926. 以来、学界の常識となつてゐることをいふが、自生的な民族が自らを組織化して國家を形成する立場も認めざるをえない。前記のグンプロヴィッチですら、いわゆる民族國家の形成を容認してゐる (L. Gumplowicz, *Der Rassenkampf*, 1883. S. 208 ff.) 又、異種族の血液混濁による民族の形成を認めてゐる説として L. F. Ward, *Pure Sociology*, 1903. p. 211 cf. われわれはソニマカントとよんで、國家成立の過程をすべて征服にのみ帰せしめるところに關して、全面的な支持を与えることは出来なう。(A. Vierkandt, *Gesellschaftslehre*, 1. Aufl. 1928. S. 330 f.)
- (21) 新明正道著「史的民族理論」昭和二十三年岩崎書店一二六頁参照
- (22) R. M. MacIver op. cit. pp. 110~11. cf.
- (23) R. M. MacIver, *The Elements of Social Science*, 1921. p. 36. 同様の見解は H. O. Ziegler, *Die moderne Nation*, 1937. S. 9.
- (24) 國家本質の強制性については、拙稿「H・クラ―國家社会学の一考察」『ソシオロジ』第八卷第一号所収論文七〇頁参照
- (25) H. J. Laski, *Authority in the Modern State*, 1919. p. 33. p. 81.
- Ibid, *Studies in the Problem of Sovereignty*, 1917. pp. 14~15.
- (26) H. J. Laski, *A Grammar of Politics*, 4th, ed. 1938, pp. 37~38.
- Ibid., "Studies, op. cit. p. 11. cf.
- (27) B. Russell, *Power, A New Social Analysis*, 1938. pp. 10~11. cf. 東官隆訳「権力」―その歴史と心理―七七八頁参照
- (28) H. Heller, *Political Power, Encyclopaedia of the Social Sciences*, Vol. 12. pp. 301~5 cf.
- (29) 小松博士は「國家は階級支配を内容とするが、そのいわゆる階級支配は資本家階級の労働者階級に対して行つ階級支配でなくして、いわゆる権力階級の支配なのである。もちろん國家の機關は資本家階級に加担して労働者階級の彈圧に向うことが

ある。けれどもこれはむしろ国家が社会階級的的範疇であることを示すだけのもので、権力団体としての国家が経済的搾取から區別をされてはじめて理解せられうることの方がである」としてゐる。

小松堅太郎著「社会変動論」有斐閣昭和二十八年一六四頁

(30) H. Heller, a. a. O. S. 237.

(31) M. Weber, a. a. O. S. 122. 浜島訳「権力と支配」三頁参照

(32) R. Dahrendorf, *Class and Class Conflict in Industrial Society*, 1959, pp. 301~307, cf.

(33) D. Easton, "The Perception of Authority and Political Change" in C. J. Friedrich (ed.) *Authority*, 1958, pp. 185~193, cf.

(34) C. Merriam, op. cit. p. 74, cf.

メリナムは、支配の手段として、①慣習②暴力③象徴と儀式④合理的同意と参政⑤戦略⑥指導力をあげており、ラスウェルは①象徴②暴力③財貨④熟練をあげてゐる。H. D. Lasswell, *Politics, who gets, what, when, how*, 1936, p. 310 cf.

猪木教授は①合理的説得②伝統・慣習の再編成による説得③報奨による説得④価値剝奪による強制⑤心理的暴力による強制⑥物理的強制をおびこめられる。猪木正道著「政治学新講」有信堂昭和三十一年、一二四—三四頁参照

(35) W. Lippman, *Essays in Public Philosophy*, 1935, p. 30, pp. 156~159, cf.

(36) M. Weber, a. a. O. SS. 122, 611.

(37) M. Weber, a. a. O. SS. 154~155 ff. 前掲浜島訳八五—八六頁参照

(38) M. Weber, a. a. O. S. 655.

(39) C. W. Mills, *The Power Elite*, 1957, p. 296. 鶴飼、綿貫訳(下巻)四九六頁参照

(40) D. Riesman, *The Lonely Crowd*, 1950, p. 285.

(41) *Ibid.* *Faces, in the Crowd*, 1952, p. 33.

(42) M. Weber, a. a. O. S. 124. 浜島訳「権力と支配」八頁参照

(43) 加藤新平「国家権力の正統性」『近代国家論』第一部「権力」所収二頁参照

(44) M. Weber, a. a. O. SS. 124 ff. 611 ff.

(45) H. Heller, *Die Souveränität*, 1927, S. 51.

- (46) H. Heller, Staatslehre, 1934, S. 223.
- (47) H. Heller, Die Souveränität, 1927, S. 48.

(筆者 京都大学文学部〔社会学〕助手)

次 号 論 文 予 告	
暗はなぜ画かれたか……………	植 田 寿 蔵
知識学の本質とその内的動性(二) 辻 村 公 一	
プロチノスに於けるテオリ……………	田之頭 安彦
アの問題	

前 号 目 次	
神の現存と認識……………	山 田 晶
—アウグスチヌスとトマスにおける—	
John Locke における(完)……………	服 部 知 文
認識の問題	
—その体系の統一の把握について	
ヌース素描……………	長 坂 公 一
—晩年のプラトンが愛用した一用語の研究—	
拙著に対する書評へ一言……………	佐々木 現 順

THE OUTLINES OF THE MAIN ARTICLES IN THIS ISSUE

The outline of such an article as appears in more than one number of this magazine is to be given together with the last instalment of the article.

***The Problem of Omnipresence and Omniscience of God in St. Augustin and St. Thomas Aquinas**

by Akira Yamada

This treatise is divided into two parts.

In the first part, St. Augustine's doctrine on the relation of God to temporal things is examined in reference to what he says in Book I of his *Confessions*, and it is concluded that, according to St. Augustine, temporal things are contained in God in two ways: 1st, in so far as the ideas of things are in God; and 2nd, in so far as God creates and conserves things in their own existence.

In the second part, the doctrine of St. Thomas Aquinas on the same subject is considered, and an investigation and explanation is made regarding what St. Thomas received from Augustine's doctrine, how he explained it, and how he perfected it according to his own way.

*For the Japanese original of this article, see Vol. XLI. No. 6 & 7.

The Social Basis of State-power

by Shoji Takashima

'Power' as a form of social force (soziale Macht) is understood to be 'state-power' or 'political power'. By illustrating some of their determining factors indispensable to the social basis in question, this paper intends to

clarify some characteristics of the social basis by which power is actually supported and obeyed by the people.

In this case, what is meant by 'power' is a social phenomenon in an organized group as is understood by the orthodox interpretation; moreover, it is taken to be a 'chance' that enables, with enforcement, the social members or other social groups to maintain and develop their social relations of dominance-submission which exists in every organized group. When 'power' is thus interpreted, any organized group necessarily possesses power in some form or other. However, among the possible organized groups available in the present day, none has parallel to the 'state-power', in that it has an extremely developed legal organization to put into practice as well as various means to influence, lead, and enlighten the mass of people.

Accordingly, our great concern at present is the question "under what conditions the state-power can accept the social support of the general people?" The psychology of obedience, generally speaking, is derived from the two types of different factors: one represents an active aspect e. g. high regard and support and the other a passive aspect e. g. terror and force of habit etc. Such conditions or factors in question can be thought in the following manner:

- 1) The state-power has its foundation on a nation community; that is, it is based on the fact that a nation has existed as the social basis of state-power.
- 2) The enforcement of state-organization necessarily results in the obedience to power, on the part of the mass of people.
- 3) Power-action is supported because of the belief that it so functions as to keep order in a political society.
- 4) There is an inclination to obedience, on the part of the people.
- 5) The bearers of power try to take every measure to make the power acceptable.

Moreover, the problem of social basis of power, as indicated by Max Weber, is closely related to 'a belief of legitimacy' (Legitimitätsglauben), viz., a social belief that 'the ruler's order is right'. Although we have enumerated various possible determinants of the social basis, the support of

state-power, in its final analysis, results from a heart-felt obedience of the people to 'ethical legitimacy' (ethische Legitimität), by which the exercise and support of power becomes more justifiable.

Hegels „Existenz“ in Frankfurter Periode

—mit besonderer Berücksichtigung
auf den Begriff „Schöne Seele“—

von Mamoru Mukai

In seiner Frankfurter Periode erfuhr Hegel eine Spannung zwischen seiner eigenen Existenz und der damaligen politisch-sozialen Situation Deutschlands. Es scheint daß er hier drei Stufen der Existenzwahl nacheinander durchging. Diese Stufen waren von ihm selbst als drei mögliche Haltungen formuliert, die ein freies Subjekt gegen sein Schicksal nehmen kann.

(1) Erste Stufe (Jan., 1797—Juli, 1798).

Das Schicksal bricht da auf, wo die harmonische Einheit des Menschen und der Welt verloren geht. Dann kann man entweder das Schicksal kämpfen oder es dulden. Es war das Kämpfen, das Hegel zuerst gewählt hat, aber das Resultat war, daß er der großen Kluft zwischen dem Ideal und der Wirklichkeit um so schärfer inne wurde.

(2) Zweite Stufe (Aug., 1798— Jan., 1799)

In dem großen Fragment „Der Geist des Christentums und sein Schicksal“ bestimmt Hegel Jesu Haltung gegen das Schicksal als die einer schönen Seele. Eben dies war auch die Antwort, die nun Hegel seinem eigenen Problem geben wollte. Er wollte sich mit dem Schicksal dadurch versöhnen, daß er den Standpunkt der schönen Seele nahm, welcher die Einheit des Kämpfens und Duldens verwirklichen sollte. Nun ist es selbst in der Bestimmung der „schönen Seele“ zwei Seiten oder vielmehr Typen zu unterscheiden. Nach der ersten typischen Konzeption derselben, welche von Schiller gegeben wurde, zeigt sie sich als die Seele, die mit der Welt im freundschaftlichen Verhältnis steht und vielseitig ihr Vermögen entwickeln kann, während nach dem zweiten Typus, wie ihn Goethe heraus-